

「電気通信事業分野における市場検証(令和2年度)年次レポート(案)」 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方

■ 意見募集期間 : 令和3年7月 10 日(土)から令和3年8月 10 日(火)まで

■ 意見提出数 : 10件 (法人:8件、個人:2件)

■ 意見提出者 : ※意見提出数は、意見提出者数としています。 (意見受付順、敬称略)

1	日本電信電話株式会社
2	株式会社NTTドコモ
3	西日本電信電話株式会社
4	東日本電信電話株式会社
5	楽天モバイル株式会社
6	株式会社オプテージ
7	ソフトバンク株式会社
8	KDDI株式会社
—	個人(2件)

0. 総論

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1 情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容。かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルールや移動系通信市場における市場支配力に着目した規制・ルールが、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、情報通信ビジネスの自由度や他の産業分野の成長・発展を抑制していないか検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直すことを要望。</p>	<p>考え方0-1</p>	
<p>情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNOや「光コラボレーションモデル」、ローカル 5G を通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。</p> <p>こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、IoT、ビッグデータ、AI 等を用いたデジタルサービスの利用が広がり、様々な業界や分野でデジタルトランスフォーメーションが進んできている中、with/after コロナの時代にはさらに加速していくことになると考えます。</p> <p>こうした中、今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められるようになり、通信と他の産業分野との結びつきは益々深化していくことになると考えます。</p> <p>そのため、政府においては、電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、通信事業者等の取組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献しているか、他の産業分野が通信に何を期待しているかという観点で、情報通信市場の動向を広く検証した上で、様々な産業分野の成長・発展に資する通信事業者等の取組みを後押ししたいと考えます。</p> <p>その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC 方式による固定電話の接続料算定等）や移動系通信市場における市場支</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

配力に着目した規制・ルール（ドコモのみに課されている禁止行為規制）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社】

情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNOや「光コラボレーションモデル」、ローカル 5G を通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。

こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、IoT、ビッグデータ、AI 等を用いたデジタルサービスの利用が広がり、様々な業界や分野でデジタルトランスフォーメーションが進んできている中、with/after コロナの時代にはさらに加速していくことになると考えます。

こうした中、今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められるようになり、通信と他の産業分野との結びつきは益々深化していくことになると考えます。

そのため、政府においては、電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、通信事業者等の取組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献しているか、他の産業分野が通信に何を期待しているかという観点で、情報通信市場の動向を広く検証した上で、様々な産業分野の成長・発展に資する通信事業者等の取組みを後押しいただきたいと考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC 方式による固定電話の接続料算定等）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

【東日本電信電話株式会社】

【西日本電信電話株式会社】

意見0-2 IoT 向け通信サービス市場について、成熟したスマートフォン等とは別個の市場として試行的に評価が行われたことは有意義。今後、IoT サービス市場全体を俯瞰した分析・検証を実施し、更なる IoT サービス分野の進展に資する議論を期

考え方0-2

<p>待。また、通信モジュールの定義の見直しを要望。 加えて、MNO3社の規制は差を設けるべきではなく、公平な競争環境の下、モバイル各社が自由なビジネスを展開し産業の発展に貢献できるよう、旧来からの市場支配力に着目した規制・ルールの見直しを要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信市場の発展に向けては、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を後押し、社会的課題の解決等を実現していくことが必要と考えます。 ・この点、他分野との連携等が期待される IoT 向け通信サービス市場について、成熟したスマートフォン等とは別個の市場として試行的に評価が行われたことについて有意義であると考えます。 ・今年度以降の市場検証においては、今回実施された試行的評価に基づき、旧来の通信市場のみに着目した市場支配力の分析手法等に囚われることなく、IoT サービスの関連市場や IoT サービス提供者との関係性も含めた IoT サービス市場全体を俯瞰した分析・検証を実施することで、更なる IoT サービス分野の進展に資するような議論がなされることを期待致します。 ・また、今回の試行的評価において「IoT 向け通信サービス市場」として評価された「通信モジュール」の定義については、現状は特定の通信用途に限定されているところ、IoT サービスの進展により対応機器・用途が拡大し、汎用性の高いインターネット接続による通信が一般的になっている状況を踏まえ、自由なインターネット通信の可否に関わらず、「通信モジュール」に区分されるように、見直しを図っていただきたいと考えております。 ・最後に、IoT 向け通信サービス市場においても示されているように自由かつ柔軟な連携の促進が電気通信市場の発展のためには必要であり、その際、規制は極力抑制的であるべきであり、事業活動を萎縮させることのない仕組みとすることが重要と考えます。 ・この点、当社の契約数シェアは当社設立時と比較すると、6割から4割以下までに低下し、さらには、今後成長が期待される IoT 向け通信サービス市場においては、KDDI 殿がトップシェアであること等を踏まえると、競争激化等により MNO3社のうち当社にだけ競争優位性が認められる状況ではありません。 ・従って、MNO3社に課される規制については差を設けるべきではなく、公平な競争環境の下、モバイル各社が他産業分野との連携等の自由なビジネスを展開し、情報通信市場及び他産業の発展に貢献できるよう、旧来からの市場支配力に着目した規制・ルールについては見直して頂きたいと考えております。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見0-3 政策議論については、一定の注視期間を設け、各種対応による市場の変化等を適切に効果検証するとともに、議論の透明性や公平性を十分に確保した上で実施を強く要望。</p>	<p>考え方0-3</p>	
<p>モバイル市場に関しては、ここ数年毎年政策議論がなされ、議論の結果、求められた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます 	<p>無</p>

<p>事項について適宜事業者等が対応しています。 しかし、各種対応が完了する以前に議論が再開され、当該対応によりモバイル市場がどのような変化したか等の適切な効果検証を経ずして追加規制が次々と課されている状況にあります。 今後も、市場構造や環境の変化に応じた議論が生じることは理解するものの、度重なる政策議論や行政による市場介入の結果として、事業運営の安定性が損なわれるのみならず、お客さまへの混乱も生じかねません。 従って、今後の政策議論については、一定の注視期間を設け、各種対応による市場の変化等を適切に効果検証するとともに、議論の透明性や公平性を十分に確保した上で、実施頂くことを強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>できます。</p>	
<p>意見0-4 改めて、総務省への報告項目全般について精査の上、報告項目の速やかな整理・削減を要望。加えて、競争上の観点から重要性・秘匿性の高い経営情報や関連会社に係る情報については、その取扱いへの十分な配慮を要望。</p>	<p>考え方0-4</p>	
<p>先般の改正電気通信事業法の施行及び報告規則の改正に伴い、総務省殿に対する報告項目は増加の一途をたどり、事業者における負荷や対応コストが課題となっています。「競争ルールの検証に関する報告書2020(案)」に対する意見及びそれに対する考え方」において、意見4-40に対して「報告を求める事項については、必要最低限とすることが適当であると考えます。」や、意見2-9及び2-10に対して、「関係事業者の負担にも配慮しつつ、必要に応じて分析に用いる指標の妥当性の検討を行うとともに、新たに分析に必要と考えられるデータは報告を求めるなど、分析に必要なデータを随時見直して行くことが適当であると考えます」と総務省殿の見解が示されていますが、当該見解のとおり、競争環境等によってデータの重要度は変化していく中、一方的追加のみで、削減された項目は近年存在しない認識です。 従って、次回以降の報告を機に、改めて、各データが現状実施されている分析や検証に真に必要なか、また市場の変化等により報告意義が薄れているものはないか等、総務省殿への報告項目全般について精査の上、報告項目を速やかに整理(削減)頂くことを要望します。 加えて、競争上の観点から重要性・秘匿性の高い経営情報や関連会社に係る情報については公開を控える等、その取り扱いに十分ご配慮頂き、特に、新たに報告様式が追加となる場合には、公表可能な範囲について事前に事業者の意向を確認の上、適切な調整を経た上で実施頂くよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見0-5 IoT 向け通信サービス市場の競争状況の試行的評価は意義があるが、同市場の競争状況の的確な把握には様々な要素を考慮する必要。 また、NTT ドコモ完全子会社化のほか、NTT ドコモによるNTT コム・NTT コムウェアの子会社化による電気通信市場への影響分析については、「公正競争確保の在り方</p>	<p>考え方0-5</p>	

<p>に関する検討会議」報告書の確定を待つことなく速やかに行うべき。</p>		
<p>はじめに</p> <p>令和2年度の電気通信事業分野における市場検証においては、昨今のIoTの進展を踏まえ、「IoT向け通信サービス市場」における競争状況の試行的評価が行われました。試行的評価を行ったことは、5G/IoTの本格的到来に先駆けて、予め様々な課題等を抽出し把握する観点から意義があるものと考えますが、一方で、「IoT向け通信サービス市場」における競争状況を的確に把握するには、単に「通信モジュール」の市場シェアを分析するだけでは不十分であり、市場シェアにおける変動要因やIoT市場の構成要素、企業グループの総合的事業能力等様々な要素を考慮して分析を行うことが必要と考えます。</p> <p>また、2020年12月、NTTはNTTドコモを完全子会社化し、さらに、NTTドコモによるNTTコミュニケーションズやNTTコムウェアの子会社化の計画を公表しています。NTTドコモは、移動通信分野での市場支配力の濫用を防止するため、禁止行為規制でNTTコミュニケーションズとの排他的連携が禁止されていますが、NTTドコモとNTTコミュニケーションズが法人市場・IoT市場において、どのようなサービスでどのような連携を行うのか、行っているのかの実態が未だ明らかになっておりません。</p> <p>当該連携において禁止行為規制に抵触し得る行為が行われる恐れはないのか、当該サービス市場にどのような影響を及ぼし得るのかについて予め確認することが必要であり、これらの電気通信市場への影響分析については、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」報告書の確定を待つことなく速やかに行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・NTTドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会議等における市場検証として、分析・検証を行う必要があると考えます。 	<p>無</p>
<p>意見0-6 モバイル通信におけるMNO事業者が提供している電子メール役務について、TLSでの保護に関する意見。</p>	<p>考え方0-6</p>	
<p>>全体的に 特段に意見は無いが、市民としては、特にモバイル通信におけるMNO事業者についても、自らの電気通信事業において自らが提供している電子メール役務について、TLSでの保護(SMTPoverTLS、STARTTLS)(※送信受信両方について)を行っていない事が気になる(ただしNTTドコモは2021年に入り、自らの契約者のxxx@docomo.ne.jpとなるメールアドレスに送信される電子メールについてTLSでの保護に対応を開始したようであるが。)</p> <p>契約者数について数千万といった数の超大手電気通信事業者が、電気通信におけるサイバーセキュリティのための各種ガイドラインやISO27001系規格への認証要件、個人情報保護法やサイバーセキュリティ基本法に反して、その扱う契約者の電子メールについてインターネット上での危険を発生させ続けている事については非常に問題が大きいと考えるが、総務省は、電気通信事業、サイバーセキュリティ、個人情報保護の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいた御意見については、参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>うち電気通信事業者におけるものを自らの事務として扱い監督を行う省庁として、電気通信事業者への指導を行い、電子メールがインターネット上を平文で行き来する事の無いようにしていただきたい。</p> <p>なお、この事については、国内の電気通信事業者のうち電子メールの役務（メールアドレスの提供、メールアドレスによる電子メールの送信・受信等）を契約者に提供するものが、100%電子メール送信受信双方の TLS での保護に対応するまで、一定期間調査を行い図表でその推移を確認していった方が良い様な事ではないかと思われるくらいなのであるが、国は、国内電気通信事業者については、提供する電子メール役務について、送信受信ともに TLS での保護がされる事を確実にしていただきたいと考える。（今更な話ではあるが、電気通信事業法や個人情報保護法等からすると、ある程度の資産がある事業者（そういう事業者が 100%のはずであろう。）では、電子メールの TLS 保護への対応は義務的と言える様な事ではあるはずである。その責務が果たされるように、国は、監督・指導を行うようにされたい。）</p> <p>意見は以上である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
---	--	--

1. 電気通信市場の分析

1-1 移動系通信

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 1-1-1 各社の決算発表数値については、同一の条件で集計された数値ではないものがあるため、適切な比較ではない。</p>	<p>考え方 1-1-1</p>	
<p>移動系通信市場における市場規模や事業者の動向を把握する指標として、各社の決算発表数値を用いた「売上高（推計値）」「ARPU/ARPA」「営業利益」などが採用されています。</p> <p>しかしながら、各社の決算発表数値については、同一の条件で集計された数値ではないものがあるため、推計を用いたとしても、適切な比較とはならないと考えます。</p> <p>異なる条件で各社が公表した数字の比較は、注釈で条件の違いを補記しても、読み手に誤ったメッセージを伝えるおそれがあることから、適切ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 1-1-2 記載内容についての確認。</p>	<p>考え方 1-1-2</p>	
<p>・19 ページの脚注の 8 行目「KDDI」は、「KDDI グループ」のうち沖縄セルラー、UQ を除いたものを指しているのですか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>・御指摘の箇所で用いている決算データは、KDDI 株式会社が公表している連結ベースのものになります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 1-1-3 記載内容についての確認。</p>	<p>考え方 1-1-3</p>	
<p>・23 ページの注 1 の記載内容について： UQ は含まれないのですか？</p>	<p>・御指摘の箇所における「KDDI グループ」</p>	<p>無</p>

【個人】	には、KDDI及び沖縄セルラーが含まれます。	
意見 1-1-4 MNP の利用数の掲載のみならず、MNP の利用数増減要因等の調査・分析を行うべき。	考え方 1-1-4	
<p>「携帯電話・PHS の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」が改正され、手数料の原則無料化（ウェブ手続は無料、店舗での手数料上限は1,000円）、ウェブ受付手続の24時間化、過度な引き止め行為の禁止等が定められたことは、スイッチングコストの低減をもたらし、モバイル市場における公正な競争環境の整備に資するものであったと考えます。</p> <p>一方、同ガイドラインの改正を含むMNP 関連施策の効果や影響などにつき継続的に評価・検証を行うためには、MNP の利用数の掲載のみならず、MNP の利用数増減要因等の調査・分析が行われるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	無
意見 1-1-5 様々な市場環境の変化がある中、なぜワイモバイルとUQ モバイルの2ブランドのみを切り出してシェアの比較をする必要があるのか、その検証の目的が不明であり、適当ではない。	考え方 1-1-5	
<p>MVNO のSIM カード型契約数にMNO のサブブランドの契約数を加えて、ワイモバイルのシェアとUQ モバイルのシェアの検証を行っておりますが、様々な市場環境の変化がある中、何故この2ブランドのみを切り出してシェアの比較をする必要があるのか（例えば、楽天モバイルのMVNO サービスからMNO サービスへの移行が進んでおりますが、何故楽天モバイルのMNO サービスは比較の対象とはならないのか等）、その検証の目的が不明であり、適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p> <p>・なお、移動系通信市場においては市場環境に大きな変化が生じてきており、事業者間の顧客の移動状況に新たな傾向が見られたことも踏まえ、分析手法等について検討を行いつつ、次年度以降は、より詳細な市場分析を行う必要があると考えます。</p>	無
意見 1-1-6 本年次レポート内の「サブブランド」表記の修正を要望。	考え方 1-1-6	
<p>本レポート案において、弊社のワイモバイルを含むカテゴリとして「サブブランド」の用語が用いられていますが、弊社ブランドにおいて「メイン」「サブ」といった序列はなく、ブランディングはサービスの特徴（データ容量大小、店舗サポート有無等）に伴う分類によるものです。事実、特定ブランドを「メイン」「サブ」として訴求をしている事実もありません。このような実情において、サービス提供当事者である事業者の了解なく、総務省殿独自の定義により毎年度のレポート等で「サブブランド」表記が行われることは、弊社の特定ブランドの価値を貶め得るとともにユーザに誤った印象を与えるものであり、競争の観点でも著しく問題があると考えます。従って、本年次レポート内の全ての「サブブランド」は、以下のとおり置き換えるとともに、今後の各資料においても同様の取り扱いとして頂くよう要望します。</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p> <p>・なお、移動系通信市場においては市場環境に大きな変化が生じてきており、事業者間の顧客の移動状況に新たな傾向が見られたことも踏まえ、分析手法等について検討を行いつつ、次年度以降は、より詳細な市場分析を行う必要があると考えます。</p>	無

<p>【修正案】 サブブランド → <u>MNOの小～中容量利用者向けブランド</u> 【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見1-1-7 家族や親族といった人間関係に着目した過度な割引が、個々人にとって最適な通信サービスの選択を阻害していないか継続的に注視する必要。</p>	<p>考え方1-1-7</p>	
<p>本年次レポート（案）P231に記載のアンケートによると、事業者の選択理由（複数回答）について、MNO 利用者のうち最多の30.1%が「家族割引サービスがある」ことを挙げていますが、見方を変えると、同サービスが事業者の乗換えに係る利用者のスイッチングコストとなっていると考えられます。 事業者の選択理由だけでなく、家族や親族といった人間関係に着目した過度な割引が、個々人にとって最適な通信サービスの選択を阻害していないか、貴省において継続的に注視頂く必要があると考えます。 【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見1-1-8 ポイントサービスや決済サービスは、オープンかつ複数利用可能なサービスであり、電気通信事業者の通信役務契約によって拘束されておらず、公正競争上特に問題とはならないとの考え。</p>	<p>考え方1-1-8</p>	
<p>ポイントサービスや決済サービスは、オープン且つ複数利用可能なサービスであり、電気通信事業者の通信役務契約によって拘束されているものではないことから、電気通信事業分野における事業者間の公正競争を確保する上で特に問題となるものではないと考えます。 実際、お客様は、複数のポイントサービスや決済サービスを並行利用し、店舗やキャンペーン等に応じて使い分けることが一般的であることから、今般の利用者アンケートにより、 ・「何らかのポイントサービスを利用しているの方が利用していない者より、事業者を切り替えにくい傾向にあるわけではなかった」 ・「何らかの決済サービスを利用しているの方が利用していない者より、事業者を切り替えにくい傾向にあるわけではなかった」 等の結果が示されたことは、“電気通信事業者の通信役務契約によって拘束されているものではない”事実を裏付けるものと考えます。 【KDDI 株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

1-2 固定系データ通信

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見1-2-1 「MNOによる固定通信市場の支配」が顕在化している状況にあるため、サービス卸における3者のMNOの勧誘方法等が公正な競争を阻害するものとな</p>	<p>考え方1-2-1</p>	

<p>っていないか注視し、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じることを要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> NTT 東西のサービス卸の卸先事業者数が 800 者に近づく状況にも関わらず、サービス卸における 3 者の MNO の純増シェア比率は継続的に約 8 割程度を維持しており、さらには、事業者形態別契約数シェアでは 3 者の MNO の割合は 7 割を超える状況となっています。 これに加えて、FTTH の提供形態別の契約数の推移では、2018 年度第 1 四半期に「卸電気通信役務」型の契約数が「自己設置」型の契約数を上回り、過半数を超える状況となっています。この状況はまさに、サービス卸の開始前に多数の事業者から指摘されていた「MNO による固定通信市場の支配」が顕在化している状況と考えます。 このような状況が継続すれば、設備競争事業者の設備投資インセンティブは失われるため、リスクを負って設備競争を挑んできた設備競争事業者が淘汰され、NTT が設備を独占するようになるのは明らかです。 3 者の MNO の勧誘方法等が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視いただくとともに、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見 1-2-2 FTTH 市場（小売市場）の事業者別シェアに関して記載の修正を要望。</p>	<p>考え方 1-2-2</p>	
<p>「図表 II-28：FTTH 市場（小売市場）の事業者別シェアの推移（サービス提供主体別）」については、今年度より新たに掲載されたものと認識しておりますが、競争状況等に係る分析において、事業者の単位が個社と企業グループなどで混在しており、正確な評価が行われていません。</p> <p>評価については比較単位を揃えて行うべきであり、個社単位で比較する場合は、業務エリアで分割されている NTT 東・西を除き、事業者については全て個社単位とすべきであることから、分析結果について以下のとおり、修正が必要と考えます。</p> <p>(原案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020 年度末時点における FTTH 市場（小売市場）の事業者別シェア（サービス提供主体別）をみると、NTT 東西が 20.9%（前期比▲0.6 ポイント、前年同期比▲2.6 ポイント）、NTT ドコモが 20.1%（前期比±0 ポイント、前年同期比+0.5 ポイント）、<u>KDDI グループが 9.7%（前期比、前年同期比ともに±0 ポイント）</u>、ソフトバンクが 11.5%（前期比+0.2 ポイント、前年同期比+0.5 ポイント）となっている（図表 II-28 参照） <p>(修文案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020 年度末時点における FTTH 市場（小売市場）の事業者別シェア（サービス提供主体別）をみると、NTT 東西が 20.9%（前期比▲0.6 ポイント、前年同期比▲2.6 ポイント）、NTT ドコモが 20.1%（前期比±0 ポイント、前年同期比+0.5 ポイント）、 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘を踏まえ、77 頁及び 164 頁について、以下のとおり修正を行いました。 <p>(修正前)</p> <p>KDDI グループが 9.7%（前期比、前年同期比ともに±0 ポイント）</p> <p>(修正後)</p> <p>KDDI が 3.2%（前期比▲0.1 ポイント、前年同期比▲0.3 ポイント）</p>	<p>有</p>

<p>KDDI が 3.2% (前期比▲0.1 ポイント、前年同期比▲0.3 ポイント)、ソフトバンクが 11.5% (前期比+0.2 ポイント、前年同期比+0.5 ポイント) となっている (図表 II-28 参照)</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 1-2-3 光サービス卸の提供開始当初より、卸料金と接続料相当額の差額が拡大しているため卸料金の引き下げ余地があると考えられることや、NTT ドコモ完全子会社により卸元である NTT 東西と資本的統合がなされたことで光サービス卸の提供条件適正化圧力が更に損なわれる恐れがあること、NTT グループ内での内部相互補助も可能な構造になったことに鑑み、総務省において、卸元と資本的結合がある企業における光サービス卸の提供条件・提供価格が他事業者と比較して適正であるかの検証・確認をより厳格に行うなどの対応を行うとともに、NTT 東西において光サービス卸料金の更なる値下げをより積極的に検討すべき。</p>	<p>考え方 1-2-3</p>	
<p>そもそも東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」という。)は、電気通信事業を展開する上で必要不可欠なボトルネック設備を保有していること、情報の非対称性が存在すること、及び光サービス卸においては接続による代替性が不十分であることから、交渉上の優位性を潜在的に有しています。その上、2020 年度末時点で、FTTH 市場における事業者別契約数のシェアでは、NTT 東西殿が 64.4%を占め、更には光サービス卸の契約数の内、NTT グループのシェアが 50.7%と非常に高い割合を占めており、もとより光サービス卸は提供条件適正化圧力が働きにくい環境にあります。</p> <p>光サービス卸の原価となる NTT 東西殿の接続料相当額について、〈参考資料〉にあるとおり、弊社試算では光サービス卸の提供開始時に比べ、卸料金と接続料相当額の差額は拡大傾向であり、接続料相当額が下がった年度でも卸料金の値下げは必ずしも行われていません。卸料金の適正化の観点からは、卸料金について接続料相当額に連動して毎年見直すべきと考えます。</p> <p>また、光サービス卸の提供開始当初より、卸料金と接続料相当額の差額が拡大しているため卸料金の引き下げ余地があると考えられることや、株式会社 NTT ドコモ殿(以下、「NTT ドコモ殿」)が日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 持株殿」)の完全子会社となり、卸元である NTT 東西殿と資本的統合が為されたことにより、光サービス卸の提供条件適正化圧力が更に損なわれる恐れがあること、NTT グループ内での内部相互補助も可能な構造になったことに鑑みれば、少なくとも総務省殿においては以下のような対応を行うとともに、NTT 東西殿においては光サービス卸料金の更なる値下げをより積極的に検討すべきと考えます。</p> <p>・指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインに準じて行われる「その他の検証」において、卸料金と接続料の差額が拡大している理由によっては、提供条件の適正化に向けた検討を行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・NTTドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会議等における市場検証として、分析・検証を行う必要があると考えます。 ・光サービス卸の料金に関しましては、「接続料の算定等に関する研究会」での議論を踏まえ、継続的に検証を行っております。 	<p>無</p>

- ・卸元と資本的結合がある企業(NTT ドコモ殿等)における、光サービス卸の提供条件・提供価格が他業者と比較して適正であるかの検証・確認を、より厳格に行うこと
- ・昨今の NTT グループの一体化の流れを踏まえ、現行の光サービス卸の適正性・公平性の検証が十分であるか再考すること

〈参考資料〉光サービス卸の原価になる NTT 東西殿接続料に関する弊社試算



【試算の前提】

- ・ 分岐端末回線等

電気通信事業法第 33 条第 2 項及び第 7 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款(以下、「NTT 東西殿接続約款」といいます。)上の、

①光信号分岐端末回線に係る加算料(保守タイプ 1-2)、②光信号分岐端末回線管理機能、③光屋内配線を利用する場合の加算額(保守タイプ 1-2)の合計

- ・ 主端末回線

NTT 東西殿接続約款上の、光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限りません。)により 1 芯にて伝送を行う機能(保守タイプ 1-2)を、各年度の収容率で除して試算

※各年度の収容率は、2019 年度までは申請概要資料(2016 年 5 月 18 日)に記載された値を適用し、2020 年度以降は 2019 年度の収容率を横引きし試算

- ・ 申請概要資料(2016 年 5 月 18 日)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000421270.pdf

- ・ 局内 SP OSU

NTT 東西殿接続約款上の、①光信号多重分岐機能(光局内スプリッタにより弊社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能)1Gbit/s タイプの内、光信号主端末回線の最大収容数が 4 のもの又は光信号端末回線の最大収容数が 4 のもの(保守タイプ 1-2)の料金と、②端末回線伝送機能(端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)で光信号伝送装置により符号伝送が可能なるも

<p>の内の、光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの(保守タイプ1-2)の料金の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容局接続機能 <p>NTT 東西殿接続約款上の一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能の料金と、網使用料算定根拠(NGN)上の収容ルータ装置数を積算した後、フレッツ光(コラボ光含む)の契約数で除して試算</p> <p>※フレッツ光(コラボ光含む)の契約数は、NTT 東西殿がHP上で公表しているサービス概況等を参照(但し、FY21は過去3年の契約数の増加率の平均を用いて弊社試算)</p> <p>NTT 東日本殿 https://www.ntt-east.co.jp/info-st/subs/koho/ NTT 西日本殿 https://www.ntt-west.co.jp/corporate/about/service.html</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見1-2-4 サービス卸の契約数シェアについて追記を要望。</p>	<p>考え方1-2-4</p>	
<p>個別の卸契約数把握が不可なことを理由にNTTグループの一部が「その他」に分類されていますが、本レポート案の透明性を高めるべく、「その他」に分類される事業者の中で「NTTグループ」に該当する事業者数を明らかにすべきと考えます。</p> <p>従って、下記修正案のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【修正案】 注：「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」に該当する事業者は●社存在する。</p> <p>昨年度の年次レポートに対して提出した同様の弊社意見に対し、「卸契約数が3万未満であるものの一定の卸契約数を有する事業者なのか、卸契約数が僅少である事業者なのかを判別できないため、こうした事業者をいずれも1社として同列には扱えないものと考えます。」との考え方が示されていますが、第一種指定電気通信設備の設置者である卸元事業者と同一グループ内の卸先事業者の動向は精緻に把握しておくべきであり、仮に卸契約数が僅少であったとしても、社数を明確化しておくことには意味があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・ 御指摘の図表II-47は、卸契約数が3万以上である卸先事業者のうち、NTTグループに該当する卸先事業者の割合を明らかにしているものであり、卸契約数が3万未満である卸先事業者については、市場への影響が僅少であると考えられるため、詳細な検証は行わないこととしております。</p> <p>・ 市場検証のために必要なデータについては、透明性の観点から可能な限り公表するようにしております。引き続き、必要に応じて、公表の要否等について検討してまいります。</p>	<p>無</p>

1-3 固定系音声通信

<p>意見1-3-1 9次IP-LRICの算定に当たり、まずはアクセス回線についてメタル回線を前提として算定される見込みであるところ、接続料が低廉化しない等の状況が生じる場合には、加入者回線を光回線に置き換えて算定すること等も引き続き検討すべき。</p>	<p>考え方1-3-1</p>	
<p>NTT 東西殿の加入電話に関する接続料は長期増分費用方式(LRIC方式)で算定されてい</p>	<p>・「長期増分費用モデル研究会中間報告</p>	<p>無</p>

<p>ますが年々上昇しており、2021年度のIC接続料は3分 8.91円となっています。一方、NTT東西殿はIP網へ移行後のメタルIP電話のユーザ向け通話料金について、距離によらず全国一律3分 8.5円とする方針を公表していますが、IC接続料は3分 8.5円を上回っていることから、競合する接続事業者はNTT東西殿と同等のユーザ向け料金を設定すると逆ざやとなってしまいます。</p> <p>なお、2022年度からIP網への移行が終了するまでの間は、接続政策委員会の議論において、8次PSTN-LRIC方式と9次IP-LRIC方式の併用により接続料の上昇が抑制される見通し(※)が示されていますが、上述のNTT東西殿のユーザ料金に対して接続事業者が競争を維持していくためには、トラヒックが減少していく中でも継続して着実にコストの削減を実現していくことが重要であると考えます。そのためには、併用される9次IP-LRICの算定に当たり、まずはアクセス回線についてメタル回線を前提として算定される見込みであるところ、接続料が低廉化しない等の状況が生じる場合には、加入者回線を光回線に置き換えて算定すること等も引き続き検討すべきと考えます。</p> <p>(※) 2022年度 8.73円、2023年度 8.24円、2024年度 6.64円。 令和3年7月7日 情報通信審議会 電気通信事業政策部会「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申(案)」P69</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>書」(令和2年5月)に記載のとおり、第9次IP-LRICモデルでは、経済比較又はそれに相当する比較により、加入者回線をメタル回線から光回線に置き換えて接続料原価を算定することが可能です。</p> <p>第9次IP-LRICモデルでの加入者回線置き換えの適用有無を含め、今後の加入電話接続料の算定方法等については、現在、情報通信審議会に諮問している「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」の審議結果を踏まえて、対応を検討してまいります。</p>	
---	---	--

<p>意見1-3-2 注記記載の修正を要望。</p>	<p>考え方1-3-2</p>	
<p>楽天コミュニケーションズ株式会社は「社名変更」はしておらず、本件に関し行ったのは、2019年7月1日実施の会社分割による050IP電話サービスを含むネットワーク事業の一部の当社への「承継」ですので、「社名変更」との記載につきまして修正をお願いいたします。</p> <p>※詳細はこちらをご参照下さい。 https://comm.rakuten.co.jp/oshirase/20190613.html</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>・御指摘を踏まえ、117頁について、以下のとおり修正を行いました。</p> <p>(修正前) 注3:楽天コミュニケーションズは、楽天モバイルに社名変更(2019年度第1四半期)。</p> <p>(修正後) 注3:楽天モバイルについては、2019年度第1四半期までは楽天コミュニケーションズのシェア。</p>	<p>有</p>

1-4 法人向けネットワーク

<p>意見1-4-1 NTTドコモによるNTTコム・NTTコムウェアの子会社化により、法人ネットワーク市場に大きな変化が生じると想定されるため、同市場の動向変化を注視し、公正な競争環境に問題があれば速やかに必要な措置を採ることを要望。</p>	<p>考え方1-4-1</p>	
--	------------------------	--

<ul style="list-style-type: none"> NTT 持株会社より NTT ドコモの完全子会社化に伴い、今後新制ドコモグループとして、NTT コミュニケーションズと NTT コムウェアをドコモの完全子会社化とし、機能整理をしていくと表明されています（2020 年 12 月 25 日：公正競争確保の在り方に関する検討会議第 2 回事業者ヒアリング）この点、法人ネットワーク市場においても大きな変化が生じる可能性もあると想定されますので、総務省殿においては、法人ネットワーク市場の検証についても、市場動向の変化に注視いただき、公正な競争環境に問題が生じている場合は、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 NTTドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会議等における市場検証として、分析・検証を行う必要があると考えます。 	無
<p>意見 1-4-2 IoT 向け通信サービス市場を含め、法人向けサービス市場における NTT グループの連携等の実態把握の強化が必要。</p>	<p>考え方 1-4-2</p>	
<p>NTT ドコモは、移動通信分野での市場支配力の濫用を防止するため、禁止行為規制で NTT コミュニケーションズとの排他的連携が禁止されています。</p> <p>一方で、2020 年 12 月、NTT は NTT ドコモを完全子会社化し、さらに、NTT ドコモによる NTT コミュニケーションズや NTT コムウェアの子会社化の計画を公表していますが、NTT ドコモと NTT コミュニケーションズが法人市場・IoT 市場において、どのようなサービスでどのような連携を行うのか、行っているのかの実態が未だ明らかになっておりません。</p> <p>当該連携において禁止行為規制に抵触し得る行為が行われる恐れはないのか、当該サービス市場にどのような影響を及ぼし得るのかについて予め確認することが必要なことから、IoT 向け通信サービス市場を含めて、法人向けサービス市場における NTT グループの連携等の実態把握を強化することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 NTTドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会議等における市場検証として、分析・検証を行う必要があると考えます。 	無

1-5 「IoT 向け通信サービス市場」における競争状況の試行的評価

<p>意見 1-5-1 IoT 向け通信サービス市場の競争状況の試行的評価は意義があるが、同市場の競争状況の的確な把握には様々な要素を考慮する必要。また、NTT ドコモによる NTT コム・NTT コムウェアの子会社化による電気通信市場への影響分析については、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」報告書の確定を待つことなく速やかに行うべき。</p>	<p>考え方 1-5-1</p>	
<p>令和 2 年度の電気通信事業分野における市場検証においては、昨今の IoT の進展を踏まえ、「IoT 向け通信サービス市場」における競争状況の試行的評価が行われました。</p> <p>試行的評価を行ったことは、5G/IoT の本格的到来に先駆けて、予め様々な課題等を抽出し把握する観点から意義があるものと考えますが、一方で、「IoT 向け通信サービス市場」における競争状況を的確に把握するには、単に「通信モジュール」の市場シェアを分析するだけでは不十分であり、以下のような留意点も存在することが明らか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 NTTドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会 	無

となりました。

- ・IoT 市場は、未だ発展途上であり、一時点におけるシェアの大小だけでなく、シェアの変動の大きさやシェアの増減の傾向にも着目する必要がある
- ・通信回線に求められる性質や IoT 機器/サービスにおける通信の比重の差異に留意する必要がある
- ・各 IoT 機器/サービスにおけるビジネスモデルの形態や、通信レイヤー以外の事業者における地位などにも着目する必要がある
- ・BtoBtoX のビジネスモデルの場合、通信レイヤー以外の事業者の行動によって契約数が増加することに留意する必要がある

IoT 市場を分析するにあたっては、上述の留意点の他にも、以下のような市場特性や市場支配力の源泉となる新たな要素についても考慮することが必要と考えております。

■市場シェアにおける変動要因

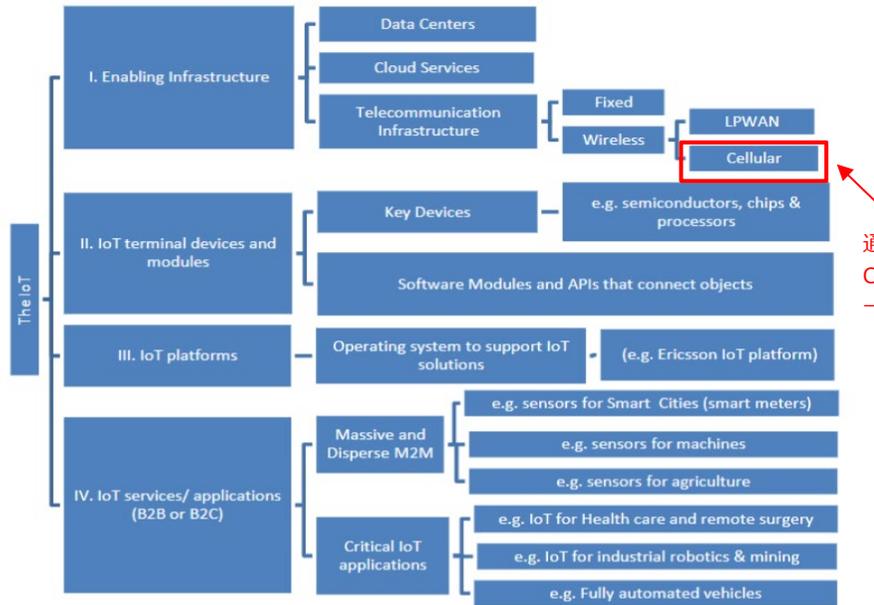
- ・IoT 向け通信サービス市場については、固定系通信市場や移動系通信市場で行うシェアや契約数などの評価とは異なり、例えば、以下の点に留意が必要であること
 - ✓ 自動車や農業側のサービスの衰退やイノベーションの状況によりシェアが変動する部分と、純粋な通信部分での品質競争や価格競争でのシェアが変動する部分があること

■IoT 市場の構成要素

- ・IoT 向け通信サービスは IoT 市場と密接不可分であることから、IoT 市場全体で見る必要があること
 - ・「通信モジュール」は、IoT 市場を構成する要素の 1 パーツに過ぎず、インフラレイヤーにおいては、固定・無線の電気通信インフラのみならず、データセンターやクラウドサービスが IoT を実現するインフラと位置付けられていること
- ※IOT MEASUREMENT AND APPLICATIONS (OECD DIGITAL ECONOMY PAPERS, October 2018, No. 271) P11 「Figure 1. IoT enabling environment」参照

議等における市場検証として、分析・検証を行う必要があると考えます。

Figure 1. IoT enabling environment



通信モジュールは Cellular の中の更に一部分

※赤の囲み及び赤字部分は、弊社で追記。

■企業グループの総合的事業能力

- IoT は、通信料金・速度・端末（デザイン・操作性）等を訴求するスマホ・ケータイ（B2C）とは異なる構図であり、様々な分野・産業におけるメインプレイヤー（センターB）といかに連携するかが鍵であること（B2B2X）
- センターB のニーズを満たすには（連携するには）、トータルソリューション能力が重要であること
- トータルソリューションが重要な IoT 時代だからこそ、NTT グループの総合的事業能力が一層発揮されること
- 公社時代からの資産（ボトルネック設備・不動産・局舎等、営業基盤、研究開発力など）等を背景とした NTT グループの総合的事業能力は、センターB との連携において、圧倒的に優位であること

また、2020年12月、NTTはNTTドコモを完全子会社化し、さらに、NTTドコモによるNTTコミュニケーションズやNTTコムウェアの子会社化の計画を公表しています。

NTTドコモは、移動通信分野での市場支配力の濫用を防止するため、禁止行為規制でNTTコミュニケーションズとの排他的連携が禁止されていますが、NTTドコモとNTTコミュニケーションズが法人市場・IoT市場において、どのようなサービスでどのような

連携を行うのか、行っているのかの実態が未だ明らかになっておりません。

当該連携において禁止行為規制に抵触し得る行為が行われる恐れはないのか、当該サービス市場にどのような影響を及ぼし得るのかについて予め確認することが必要と考えます。その際には、以下の点も考慮すべきと考えます。

■NTT ドコモの固定通信市場に対する大きな影響

例えば、FTTH 市場において、NTT ドコモは、KDDI グループが 20 年近くかけて獲得した FTTH 契約数を、わずか数年で逆転。2019 年度第 4 四半期以降、トップシェアを有しており、2020 年度第 4 四半期では 20.1%となっている（ドコモ光の契約数は 704 万契約（※））。

NTT ドコモは移動体事業での市場支配的地位を維持しながら、固定事業でも大きく契約数を拡大し、固定通信市場で大きな影響力を有していることから、NTT コミュニケーションズの現事業（OCN 等）との連携などによる市場影響が懸念される。

（※）NTT ドコモ決算資料（2021 年 3 月末）

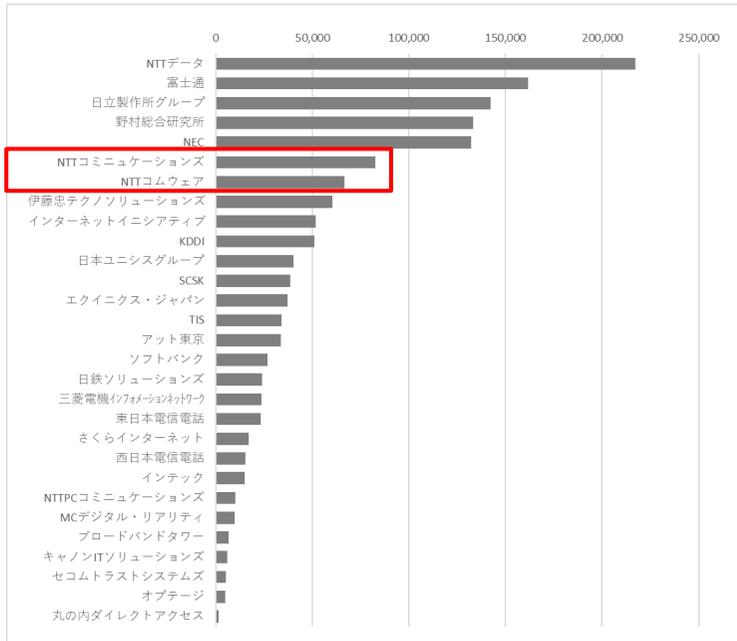
■NTT コミュニケーションズ等との連携などによる巨大な顧客基盤による影響

NTT ドコモと法人営業を一体化した NTT コミュニケーションズが巨大な顧客基盤（10,361 万超（※））を背景とした一体的なサービス提供等により、NTT ドコモの市場支配力が増大するとともに、隣接市場（NTT コミュニケーションズが強みを発揮する固定通信市場、法人市場等）にその市場支配力が影響を及ぼす懸念がある。

（※）NTT ドコモの携帯電話（8,263 万契約）、ドコモ光（704 万契約）、ひかり TV（295 万契約）、ぷららの ISP（395 万契約）に NTT コミュニケーションズの ISP（OCN：704 万契約）を加えると 10,361 万契約（NTT 及び NTT ドコモ決算資料（2021 年 3 月末））

■データセンター市場に対する NTT グループの影響

データセンター市場において、NTT コミュニケーションズ及び NTT コムウェアの市場シェアを合算すると、高い市場シェアを有することになり、NTT ドコモとの連携などによる影響が懸念される。



出所： 富士キメラ総研『データセンタービジネス市場調査総覧』（2021年版）
 ※赤線囲みは弊社で追記

このようにNTT ドコモによるNTT コミュニケーションズ・NTT コムウェアの子会社化等、NTT ドコモとNTT コミュニケーションズ等との連携による電気通信市場への影響分析については、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」報告書の確定を待つことなく速やかに行うべきと考えます。

【KDDI 株式会社】

意見 1-5-2 ローカル5G市場及びIoT市場において競争阻害的な行為が行われていないか市場動向を注視し、公正競争に問題が生じている場合には早期に解決に向けた措置を講じることを要望。

考え方 1-5-2

- ローカル5Gは今後のIoT市場の発展・成長及び、地域の課題解決や改善に貢献し、地方創生に大きく寄与するものと想定されます。この点、多種・多様な事業者による公正な競争を促進することが重要であり、とりわけ市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制の対象事業者であるNTT東西のローカル5GとNTTドコモの全国5Gを組み合わせて一体的なネットワークを展開することは、ローカル5G市場及びIoT市場において市場支配力を高め、公正競争を歪めるおそれがあるため留意が必要です。総務省殿においては、競争阻害的な行為が行われて

- 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。

無

<p>いないか市場動向を注視いただくとともに、公正競争に問題が生じている場合には早期に解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見 1-5-3 昨今の NTT グループ一体化の流れを踏まえ、ボトルネック設備を有する NTT 東西を中心とした排他的連携・優遇について、「IoT 向け通信サービス」でも継続的な検証が必要。また、ローカル 5G への NTT 東西の参入については従前からの懸念事項であり、その旨を本レポート案でも明確にする追記を要望。</p>	<p>考え方 1-5-3</p>	
<p>ローカル 5G は NTT 東西殿も免許人としてサービス提供しています。「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」では排他的連携や移動通信サービスの提供を可能とする全国 MNO との連携等が禁止されているところ、公社時代からの特殊性により全国で強固な営業基盤や公社時代から引き継ぐ資産等を有する NTT 東西殿がローカル 5G と各種サービスを組み合わせ提供したり、NTT ドコモ殿/エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社殿(以下、「NTT コミュニケーションズ殿」)と連携すること等により、NTT グループが優越的な立場を得ることが考えられます。</p> <p>さらに、昨今の NTT ドコモ殿の完全子会社化を含むグループ一体化の流れを踏まえると、ボトルネック設備を有する NTT 東西殿を中心とした排他的連携・優遇について、「IoT 向け通信サービス」でも継続的に検証していくことが必要と考えます。</p> <p>また、ローカル 5G への NTT 東西殿の参入については従前より様々な競争事業者から指摘されている懸念事項であり、その旨を本レポート案でも明確にすべく下記のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【修正案】④の最終行 <u>ボトルネック設備を有する NTT 東西はローカル 5G の免許を取得できるため、ローカル 5G と各種サービスを組み合わせでの提供や、NTT ドコモ/NTT コミュニケーションズとの連携等、NTT グループ内での排他的な連携がなされないよう、継続的な市場検証が必要との意見もあった。</u></p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・NTT ドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会議等における市場検証として、分析・検証を行う必要があると考えます。 ・また、追記の御意見について、御指摘の箇所は、令和 2 年度に実施した事業者ヒアリングにおける意見を紹介するものであるため、御意見の趣旨につき、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見 1-5-4 IoT 分野については通信レイヤー以外の事業者との関係も考慮する必要がある点に賛同。その際、公社時代から引き継ぐ基盤・ボトルネック設備を持つ NTT グループが総合的な競争力を有する点に特に留意して検証すべき。その旨の追記を要望。</p>	<p>考え方 1-5-4</p>	
<p>IoT 分野については通信レイヤー以外の事業者との関係も考慮する必要がある点に賛同します。</p> <p>その際、公社時代から引き継ぐ基盤(局舎等の不動産や営業力等)・ボトルネック設備を持つ NTT グループが総合的な競争力を有する点に特に留意して検証すべきです。</p> <p>この点に関して、令和元年度の年次レポートでは、P156 に「NTT グループは、公社時代からの資産等を背景に、通信レイヤー以外の事業者との連携において優位な立場に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・また、追記の御意見について、令和元年度の年次レポートにおける御指摘の箇所は、同年度に実施した事業者ヒアリングにおける意見を紹介したものであ 	<p>無</p>

<p>あるのではないかという指摘が一部事業者からなされたところである。」と記載されているものの、本レポート案では言及されていません。依然として同様の懸念がある上、昨今の NTT グループ一体化の動きで益々懸念が高まっているところ、本レポート案で記載しない理由はなく、下記のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【修正案】⑤の最終行 また、この点に関連して、NTT グループは、公社時代からの資産等を背景に、通信レイヤー以外の事業者との連携において優位な立場にあることから、NTT の特殊性が IoT 分野に及ぼす影響についても注視する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>り、本年次レポートには含めておりませんが、御意見の趣旨につき、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	
<p>意見 1-5-5 IoT 通信サービス市場においても 5G-SA 時代の IoT を見据え、競争を活性化させるために、MNO と MVNO 間でのイコールフットイングを確保する観点からの検証が重要。</p>	<p>考え方 1-5-5</p>	
<ul style="list-style-type: none"> IoT 通信サービス市場は成長段階にあることから、今後も多くのステークホルダーによって市場構造が変化するものと想定されます。この事から引き続き市場画定の在り方の検討を深めていくことは、IoT 通信サービス市場における公正な競争による市場発展に寄与すると考えます。 なおこれまでのスマートフォン向け通信市場では多くの MVNO と MNO 等との間で競争が活性化し、多様なサービスが創造され利用者利益も向上してきたと考えられるところ、IoT 通信サービス市場においても 5G-SA 時代の IoT を見据え、競争を活性化させるためには、MNO と MVNO 間でのイコールフットイングを確保する観点から検証を行っていくことが重要と考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

2. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

2-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 2-1-1 開通納期についての検証を行うに当たっては、必要な情報提供等について可能な限り協力していく考え。</p>	<p>考え方 2-1-1</p>	
<p>【総務省案】 第1節 NTT 東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認結果 2 NTT 東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認結果（概要） （中略）総務省において、契約数の多い卸先事業者等に対して調査を行ったところ、卸先事業者等からは以下のような観点からの意見や要望があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>ー サービス卸の提供料金の値下げを求めるもの</p> <p>ー 新規開通の際のフレッツ光との開通納期の差異について</p> <p>意見の寄せられた新規開通の際の開通納期について、総務省から関係事業者へのヒアリング等を行っているところであるが、開通納期については顧客の事情等にも左右されることを踏まえつつ、より詳細な事実関係を把握する必要があるため、次年度以降、客観的なデータ等にも基づきながら、詳細な検証を行う。</p> <p>(後略)</p> <p>【意見】</p> <p>光サービス卸は、様々なプレイヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスを創出することで、光サービスの新たな需要を開拓することを目的としたものです。</p> <p>卸先事業者様は当社のビジネスパートナーであり、当社としては、様々なプレイヤーによる高度かつ多様なサービスの提供を促進する観点から、今後も引き続き、卸料金の見直し等の料金面での対応を検討していくとともに、卸先事業者様のご要望を伺いながら、運用面等の対応についても充実させていく考えです。</p> <p>なお、卸先事業者様からのご意見があった開通納期については、光サービス卸と当社のフレッツ光との間において、同一条件下では差異が生じないよう取り組んでいるところですが、総務省殿において、これらの検証を行うにあたっては、当社として、必要な情報提供等について可能な限り協力していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見 2-1-2 サービス卸の提供において、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないか引き続き注視していくとともに、個別事案について状況に応じて必要な措置をとることに賛同。</p>	<p>考え方 2-1-2</p>	
<p>「総務省においては、今後とも、サービス卸の提供において、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないか、引き続き注視していくとともに、個別事案については、状況に応じて、必要な措置をとることとする」ことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2-1-3 NTTグループの共同調達は市場検証会議にて検証すべきものであり、実績がなくとも検証対象であることを明確にすべく追記を要望。</p>	<p>考え方 2-1-3</p>	
<p>NTTグループの共同調達については、策定された「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」(以下、「共同調達指針」)に沿って実施することが例外的に認められましたが、第19回市場検証会議における以下のご発言及びご回答から、NTTグループの共同調達は市場検証会議にて検証すべきものと認識しています。</p>	<p>・御指摘のNTTグループの共同調達に関する検証については、令和3年度以降、市場検証会議等において検証を行う予定です。</p>	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 林座長代理による「8月24日に「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」が策定、公表された。これまで、市場支配力の観点から規制されていた共同調達が本指針に則って解禁されたが、資料19-1の11ページから12ページに記載がある、電気通信事業者の業務の状況等の確認を実施する際に、場合によっては事業者からのヒアリングを実施するなど、共同調達に関しても本検証会議において検証を行ってほしい。」(第19回市場検証会議議事概要P5)とのご発言。 ・ 上記の問いに対し、事務局より「NTTグループの共同調達については、以前にも本検証会議で申し上げたとおり、今後必要に応じて本検証会議で報告等を実施していきたい。」(第19回市場検証会議議事概要P5)とご回答。 <p>現在までにNTT持株殿及びNTT東西殿が公表している実施状況の報告によると共同調達実績は0件ですが、NTTグループの共同調達は本来禁止のところ例外的に認められたものであることから、今後1件でも実施された場合には本検討会議で検証されるべきと考えます。</p> <p>本レポート案で共同調達について言及されていないのは実施実績がないためと理解していますが、実績がなくとも実施状況は検証対象であることを明確にすべく、「本年は共同調達は実施されていないが、引き続き注視」する旨を追記すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
---	--	--

2-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-2-1 接続料の適正性向上に関する取組を引き続き進めることを要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動系通信市場はこれまで、MNOとMVNOの競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現されてきました。この公正競争を実現するためには、MNOとMVNOのイコルフットィングの観点から、MVNOのサービス原価の大宗を占めるデータ接続料の水準が適正であることが、極めて重要であると考えます。 ・ 今回、MNO各社の新料金プランの登場に伴い、MNOとMVNOの提供プランからデータ接続料等の水準が適正か、速やかに検証に取り組んでいただいたことで公正競争環境の確保が進んだことについて感謝申し上げます。 ・ この点、仮に移動系通信市場が再びMNOグループの協調的寡占になった場合は、料金の高止まりやサービスの横並びが懸念され、利用者利便を大きく損ねる可能性がありますので、総務省殿においては、接続料の適正性向上に関する取組を引き続き進めていただくことを要望いたします。 	<p>考え方2-2-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

【株式会社オペテージ】		
意見2-2-2 MNOとMVNOの間に存在する情報の非対称性を是正し、MNOが積極的に交渉を行う環境を構築する方策として情報開示の義務付けなどルール整備の推進を要望。また、卸契約交渉の活性化・適正化等に係る取組状況を電波割り当ての際の審査項目として積極的に活用する方策は有効との考え。	考え方2-2-2	
<ul style="list-style-type: none"> 卸役務については事業者間の交渉等により協議されることが基本であると考えますが、仮に卸元事業者が卸先事業者に対して積極的に協議を行わない場合や、卸料金が長期にわたり見直されない場合等では指定設備の円滑な利用が図れないおそれがあり、公正競争の阻害につながるものと考えます。 この点、モバイル音声卸については、これまで代替性がなく、長期にわたり卸料金が一定であったことを踏まえると、今後も継続的に卸料金が低減されるような取り組みが必要であると考えられます。このため、モバイル音声卸につきましては、報告書案に記載の通り、MNOとMVNOの間に存在する情報の非対称性を是正し、MNOが積極的に交渉を行う環境を構築する方策として情報開示の義務付けなどルール整備を推進いただくことを要望いたします。 また、二種指定事業者に対してMVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを与えることになるため、卸契約交渉の活性化・適正化等に係る取組状況を電波割り当ての際の審査項目として積極的に活用する方策は有効であると考えます。 【株式会社オペテージ】	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	無

2-3 市場支配的な電気通信事業者における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見2-3-1 NTTグループ一体化に関して、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」での検討内容を踏まえた、遵守状況の詳細な検証に賛同。	考え方2-3-1	
<p>NTTグループ一体化に関して、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」での検討内容を踏まえた、遵守状況の詳細な検証が必要であることに賛同します。既存ルール等に基づき現在は公平性が担保されておりますが、今後も公平性が維持されるか懸念されるところ、引き続き公正競争の確保に努めて頂きたいと存じます。</p> <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	無
意見2-3-2 ボトルネック設備を有するNTT東西との資本的結合による内部取引・内部相互補助・利益相反取引の実態について、定量的なデータに基づいた検証をすべき。	考え方2-3-2	
NTTドコモ殿がNTT持株殿の完全子会社(NTTドコモ殿は上場廃止)となり財務的一体化が図られたことで、グループ利益の最大化を目的とし、NTTドコモ殿単体では利益を度外視した経営がなされる懸念が大いに存在すると思えます。	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 NTTドコモ完全子会社化等による電気通 	無

<p>NTT 持株殿はボトルネック設備を有する NTT 東西殿を完全子会社として有している会社でもあり、NTT 持株殿を介して内部相互補助が行われた場合、多大な優位性が生まれ、公正な競争が阻害される恐れが極めて高い状況です。</p> <p>このようなボトルネック設備を有する事業者との資本的結合による内部取引・内部相互補助・利益相反取引の実態については本レポート案では検証できていない点であるため、次年度以降、各グループ各社間におけるグループ内取引の実態等について、定量的なデータに基づいた検証をすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>信市場への影響等に関しては、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会議等における市場検証として分析・検証を行う必要があると考えます。</p>	
<p>意見 2-3-3 「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の取りまとめの有無に関わらず、本検証会議において「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」の一項目としてグループ内の間接取引の有無を追加することが急務。</p>	<p>考え方 2-3-3</p>	
<p>固定系通信における禁止行為規制における「特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取り扱い」及び、移動系通信における禁止行為規制における「総務大臣が指定するグループ内の事業者に対する不当に優先的・不利な取り扱い」は、当該禁止行為対象事業者における直接の取引相手との間の取引を対象とするものであり、禁止行為対象となっていない事業者を通じた間接的な取引によって、現行の規律を潜脱し不当に優先的・不利な取り扱いが行われる可能性があります。</p> <p>この点、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」（以下、「公正競争検討会議」）報告書(案)においても、NTT グループの再統合・一体化から生じる懸念も踏まえ、潜脱行為を防止するための追加的な措置として、グループ内の間接取引についても禁止行為規制の対象とする方針が示されているところです。</p> <p>公正競争検討会議の取りまとめは完了していませんが、上記の規律の潜脱は NTT グループの一体化等の動きと無関係に現時点でも既に起こり得るものであることから、公正競争検討会議の取りまとめの有無に関わらず、本検証会議において「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」の一項目としてグループ内の間接取引の有無を追加することが急務と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・NTTドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会議等における市場検証として分析・検証を行う必要があると考えます。 	<p>無</p>
<p>意見 2-3-4 昨今の市場や技術の進展に伴う新たな市場支配力が発現した場合、現行の市場毎の分析・検証では不十分となる恐れがあるところ、新たな市場支配力を踏まえた分析・検証が必要。</p>	<p>考え方 2-3-4</p>	
<p>現行の本検証会議における市場動向の分析は「電気通信事業分野の各市場における競争状況、市場支配力の有無について分析を行うもの」（電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(令和元年度版)P2)とされており、あくまで各市場における市場支配力に着目した分析が行われています。</p> <p>しかし、「急速な ICT の進展に伴う市場構造の変化や新たなビジネスモデルが登場するなど、変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>するためには、電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策に反映することが重要」(電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針 P2)とする、本検証会議の基本的な考え方に照らして、以下のような、昨今の市場や技術の進展に伴う新たな市場支配力が発現した場合、現行の市場毎の分析・検証では不十分となる恐れがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワークの仮想化やソフトウェア化(SDN/NFV 等)によるネットワーク設備とネットワーク機能との分離の進展により、ネットワーク機能に起因する市場支配力が発現する可能性。 ・ 一種指定事業者と二種指定事業者が同一グループ内にある際に他グループの事業者においてネットワークの利用に係る課題が生ずる場合等、複数の市場にまたがる共同的な市場支配力が発現する可能性。 ・ IOWN 構想等の次世代ネットワークの構築に当たって、設計上必要なアンバンドルが出来ない状況を招く等により、事実上の市場支配力・仕様固定化を招く可能性。 <p>従って、次年度以降の本検証会議においては、上記を踏まえた分析・検証を行うことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 2-3-5 特定関係事業者に関わる禁止行為規制に関する業務の状況等の確認については、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の取りまとめ前・制度改正前であっても、NTT ドコモも対象に含めて検証すべき。</p>	<p>考え方 2-3-5</p>	
<p>公正競争検討会議では、以下の理由から NTT ドコモ殿を NTT 東西殿の特定関係事業者にすべきとの方向性で議論が進んでいるところです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「NTT コムのネットワークを NTT ドコモに一体化する場合に、NTT ドコモが NTT コムに代わり NTT 東西の県間伝送路の主要な公募調達先となることが想定され、その場合、調達元事業者と調達先事業者間での役員兼任は公正な公募調達制度の信頼性の観点から不適切であること」 2. 「NTT ドコモに対し、NTT 東西が接続業務を通じて知り得た情報を流用するリスクが存在すること」 3. 「接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関し、NTT 東西による NTT ドコモに対する不当に優先的な取扱い等が行われるリスクも存在すること」 <p>(出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議論点整理(修正案)P34)</p> <p>NTT ドコモ殿の完全子会社化に伴い、NTT 持株殿を介して、NTT 東西殿と NTT ドコモ殿との関係が強まった事実や上記 3 点をはじめとする懸念がある以上、特定関係事業者に関わる禁止行為規制に関する業務の状況等の確認については、公正競争検討会議の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・ NTT ドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会議等における市場検証として分析・検証を行う必要があると考えます。 	<p>無</p>

<p>取りまとめ前・制度改正前であっても、NTT ドコモ殿も対象に含めて検証すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 2-3-6 「公正競争確保の在り方に関する検討会議」においても、禁止行為規制の潜脱の懸念や遵守状況の詳細な検証の必要性が求められているところ、現行の禁止行為規制の遵守状況の確認方法では競争事業者の疑念は払拭し得ないため、機微である情報を除き、確認内容や確認結果を公表すべき。</p>	<p>考え方 2-3-6</p>	
<p>禁止行為規制は、遵守状況の確認が外形的には難しく、本検証会議における遵守状況の確認・結果の公表は一定の意義があると考えます。</p> <p>しかし、昨年度は、NTT 持株殿の NTT ドコモ殿の完全子会社化によって禁止行為規制対象事業者同士の資本的結合がなされたことや、情報通信行政検証委員会において禁止行為規制対象事業者の不当な取組の有無について検証が行われていること等、禁止行為規制対象事業者を取り巻く環境に多くの変化があり「公正競争検討会議」においても、禁止行為規制の潜脱の懸念や遵守状況の詳細な検証の必要性が求められているところです。</p> <p>このような状況に加え、現行の禁止行為規制の遵守状況の確認は、確認や検証が総務省殿と禁止行為規制対象事業者に閉じて実施されていることや、本検証会議にて公表される情報も例年同様の記載となっており変化がないことから形骸化していると考えられ、現行の禁止行為規制の遵守状況の確認方法では競争事業者の疑念は払拭し得ません。</p> <p>従って、本レポート案における確認項目及び確認結果の概要、及び参考 6 の「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」について、以下のような点に留意し詳細化し、機微である情報を除き、確認内容や確認結果を公表すべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認項目について、誰が誰に対して、どのように確認・ヒアリングを行っているか。 ・ 禁止行為規制対象事業者が行っている「措置」の詳細。 (例：「契約締結等の際に、禁止行為規定に抵触していないかを、施策を推進する担当者及びその直属上長が自らチェックを実施し、確認の結果の記録を残すこと(本レポート案 P201)」について、チェック項目は何か、結果の記録の方法はどのようなものか等) ・ 「措置を講じていることを確認」はどのように行われているのか、またその根拠となる情報はどのようなものであるのか。 ・ 当該項目において「確認した」「確認できなかった」「引き続き注視」と結論づけるに至った根拠は何か。また、根拠の説明が機微な情報を含むことにより困難である場合は、機微性の理由は何か。 <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・ NTTドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会議等における市場検証として分析・検証を行う必要があると考えます。 ・ なお、本年次レポート第3編2(2)においては、今後取り組むべき課題等として、「競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為の有無の確認に当たっては、より客観的な情報に基づいて検証を行うとともに、その検証プロセスにおいては、透明性を可能な限り確保すべきである。」としております。 	<p>無</p>

意見2-3-7 NTT ドコモと NTT コムの法人営業・ネットワーク統合は禁止行為規制の対象として検証すべき。その旨の追記を要望。	考え方2-3-7	
<p>NTT 持株殿は公正競争検討会議において、「2022 年春～夏頃を目途にドコモとコミュニケーションズ等との機能の整理」(NTT 持株殿 第 2 回プレゼン資料 P3)する予定であることより具体的には以下を含む機能の整理を実施することを発表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「法人事業は、コミュニケーションズが一元的にお客様対応を実施し、移動固定融合型の新サービス創出力、提案力を強化」 ・ 「ドコモがコミュニケーションズと連携し、設備の効率化、移動固定融合型のネットワーク構築等を推進」 <p>(出典:公正競争確保の在り方に関する検討会議NTT 持株殿 第 2 回プレゼン資料 P5)</p> <p>NTT ドコモ殿と NTT コミュニケーションズ殿の連携は過去の NTT グループの分離分割や機能分離の経緯とは反する動きであるうえ、市場支配力を有する会社(※)同士が連携して構築した移動固定融合型のネットワークは高度なインテリジェンスを持つ可能性が高く、より優位性が増す恐れが大いに存在します。また、今後の仮想化による設備と機能の分離により、実質的なボトルネックが NTT 東西殿のみならず両社の統合ネットワークにも生じる可能性があります。</p> <p>(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT ドコモ殿は、40%超のシェアを有することから禁止行為規制の対象である上、完全子会社化により NTT 持株殿を介して NTT 東西殿との関係が強まった。 ・ NTT コミュニケーションズ殿は、NTT 東西殿との関係の近さから特定関係事業者指定されている特別な会社であるうえ、OCN 等 ISP 事業の他、クラウド・IoT・ネットワーク・データセンター等にかかるサービスで強みを有する。 <p>さらに、禁止行為規制の観点からは、NTT ドコモ殿と NTT コミュニケーションズ殿の法人営業やネットワーク等での連携強化により、接続関連情報や両社の顧客情報・事業計画等が排他的に共有され、サービス移行促進や営業効率化が行われる懸念も高まります。</p> <p>また、仮に移動固定融合型のネットワーク構築のため、NTT コミュニケーションズ殿のネットワークを NTT ドコモ殿へ一体化(または NTT コミュニケーションズ殿の事業や資産を NTT ドコモ殿へ移管)する場合、NTT コミュニケーションズ殿との間の取引が NTT ドコモ殿社内の取引に内部化されてしまい、禁止行為規制の対象から外れる懸念や、両社間のやり取りが不透明となり現行の検証では網羅できなくなる恐れがあります。</p> <p>以上の理由から、特に NTT ドコモ殿と NTT コミュニケーションズ殿の法人営業・ネッ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・ NTT ドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会議等における市場検証として分析・検証を行う必要があると考えます。 ・ また、追記の御意見について、ご指摘の箇所は、令和 2 年度に実施した市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認結果を記載するものであるため、御意見の趣旨につき、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>トワーク統合(移動固定融合型ネットワークの構築)は禁止行為規制の対象として検証すべきと考え、以下のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【修正案】 ⇒ NTT ドコモの特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等を行っていると思われる契約は現時点では確認できなかった。 <u>なお、次年度を目途にNTT ドコモとその特定関係法人であるNTT コミュニケーションズとの機能の整理がなされると公表されているところであり、両社の連携を通じて不当な優先的取扱い等を新たに生み出さないか注視が必要。</u></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見2-3-8 禁止行為規制に関する遵守状況等の確認においては、固定系通信及び移動系通信ともに、NTT ドコモ完全子会社化等に関して、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」での検討内容を踏まえた詳細な検証が必要。また、NTT ドコモとNTT コムの間の営業部門、ネットワーク及び組織等の一体化は、直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示す必要。</p> <p>NTT グループの共同調達による市場への影響についても、定期的・継続的に検証することが必要。</p>	<p>考え方2-3-8</p>	
<p>市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認においては、固定系通信及び移動系通信ともに、NTT ドコモ完全子会社化をはじめとするNTT グループ一体化に関して、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」での検討内容を踏まえた、遵守状況の詳細な検証が必要と考えております。</p> <p>NTT ドコモは、移動通信分野での市場支配力の濫用を防止するため、禁止行為規制でNTT コミュニケーションズとの排他的連携が禁止されていますが、NTT ドコモによるNTT コミュニケーションズやNTT コムウェアの子会社化の計画を公表しています。</p> <p>NTT ドコモとNTT コミュニケーションズとの営業部門、ネットワーク及び組織等を一体化することは、NTT ドコモによる特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いに該当するものであることから、既成事実化により事前規制が機能不全に陥ることのないよう、当該統合は直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示す必要があると考えます。</p> <p>また、NTT グループの共同調達による市場への影響についても、定期的・継続的に検証することが必要と考えます。必要な報告・検証・公表を通じて適正性・透明性等を確保し、必要な対応を講じていくことが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・NTTドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会議等における市場検証として分析・検証を行う必要があると考えます。 ・また、NTTグループの共同調達に関する検証については、令和3年度以降、市場検証会議等において検証を行う予定です。 	<p>無</p>

3. 電気通信市場の検証

3-1 市場検証結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-1-1 MNOグループと独立系MVNOとの間の競争により着目した市場分析・検証を行い、競争上の課題等がある場合には、早期の制度的対応を要望。</p>	<p>考え方3-1-1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ SIMカード型契約におけるMVNO間の競争状況について、サブブランドの契約数を加えた各社のシェアは、ワイモバイル、UQモバイルの順であり、このままシェアが拡大していくと、独立系MVNOは淘汰され、MVNO市場も再びMNOグループによる協調的寡占状態となるおそれがあると考えます。協調的寡占状態となると、料金が高止まりするなど、最終的には利用者利便を大きく損なうことが懸念されます。 ・ さらにMNO各社からより低廉な新料金プランの提供が開始され、至近のMVNOの契約数は減少に転じている等、MNOグループの寡占化が現実的なものとなりつつあります。この点、多様な事業者の競争による料金の低廉化やサービスの多様化を図っていくためには引き続きMVNOが市場における競争の軸として機能することが重要であり、今後の市場検証において、MNOグループと独立系MVNOとの間の競争により着目した市場分析・検証を行い、競争上の課題等がある場合には、早期に制度的対応がなされることを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・ なお、移動系通信市場においては市場環境に大きな変化が生じてきており、事業者間の顧客の移動状況に新たな傾向が見られたことも踏まえ、分析手法等について検討を行いつつ、次年度以降は、より詳細な市場分析を行う必要があると考えます。 	<p>無</p>

3-2 今後取り組むべき課題等

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-2-1 MNO3社の新料金プラン等に関し、当該プラン自体はコスト割れし、他プランの利潤により補填が行われていないかの分析・検証を要望。</p>	<p>考え方3-2-1</p>	
<p>「MNOにおける廉価プランの提供開始など、市場環境に大きな変化が生じてきている」ことなどの「新たな傾向に関しては、(略)より詳細な分析を行う必要があると考えられる」とする方向性に賛同します。</p> <p>「モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書」(2019年4月)において、「ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証」として、MNOのサブブランド等について、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるような回線容量の確保等に関し、どのような場合に問題になるのか等の検討が必要である旨、また接続料等と利用者料金収入の比較検証を行うことが適当である旨が指摘されたことを受け、「接続料の算定等に関する研究会」において携帯電話料金と接続料等の関係について検討されるとともに、貴省からMNO3社に対し、「2021年度以降に適用されるデータ接続料の算定に関する要請」(2021年2月9日)が行われたところです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>貴省において、MN03 社の新料金プラン等に関し、当該プラン自体はコスト割れし、他プランの利潤により補填が行われていないか分析・検証が行われることを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見 3-2-2 移動系通信市場を取り巻く競争環境には大きな変化が生じており、引き続きの検証に賛同。検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応を含め速やかに必要な措置を講じることを要望。</p>	<p>考え方 3-2-2</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天モバイルによる MN0 サービスの開始、5G サービスの開始、MN0 による廉価プランの提供開始など移動通信市場を取り巻く競争環境は大きな変化が生じており、事業者による競争阻害的な行為の有無について引き続き検証することは公正な競争環境確保に資するため賛同いたします。 ・ 市場の大きな変化については、より多角的に分析し、市場構造の変化を把握し検証することが有効と考えます。 ・ 検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応を含め速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見 3-2-3 ポイントサービスや決済サービスを含めた通信に付帯する非通信領域のサービスについて、今後も継続的な分析・確認をすることに賛同。</p>	<p>考え方 3-2-3</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ポイントサービスや決済サービスを含めた通信に付帯する非通信領域のサービスが利用者の過度な囲い込みに繋がっていないか等、公正競争を阻害する可能性がないか等を確認することは電気通信市場の健全な発展に重要であるため、今後も継続的な分析・確認をすることに賛同いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見 3-2-4 FTTH の設備面における NTT 東西の大きな存在感に対し、引き続き競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等の有無を注視することに賛同。</p>	<p>考え方 3-2-4</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ FTTH の設備面における NTT 東西の大きな存在感に対し、引き続き競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて注視することは、公正な競争環境確保に資するため賛同いたします。 ・ 特に、FTTH 市場においては、卸・自己設置・接続の 3 つの提供形態について、バランスよく競争促進していくことが肝要と考えます。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見 3-2-5 「FTTH サービスの選択の場面で携帯電話サービスとのセット割など、FTTH サービス自体の料金やサービス内容以外の要素に強く誘引されていることがうかがえる結果がみられた。」との分析結果は適切性を欠くものであり、当該文言の削除を要望。</p>	<p>考え方 3-2-5</p>	

<p>弊社 FTTH サービス契約者には、携帯電話サービスとのセット割に加入していないお客さまが相当数存在しており、個別の営業活動等の成果によって契約者獲得しているのが実情であるため、「FTTH サービスの選択の場面で携帯電話サービスとのセット割など、FTTH サービス自体の料金やサービス内容以外の要素に強く誘引されていることがうかがえる結果がみられた。」との分析結果は適切性を欠くものと考えます。従って、当該文言を削除することを要望します。</p> <p>なお、携帯電話サービスとのセット割は、複数商材を利用するお客さまへの一般的な割引であり、セットでのサービス利用の離脱に関わる解除料も一切なく、事業者変更を制約している要因ではないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・なお、御指摘の箇所は、利用者アンケートの結果から推認される事項を記載したものであり、詳細な実態については、引き続き、把握・分析する必要があると考えます。 	<p>無</p>
<p>意見 3-2-6 FTTH 市場における MNO のシェアの捉え方等について記載の修正を要望。</p>	<p>考え方 3-2-6</p>	
<p>「FTTH 市場において MNO 3 社 (NTT ドコモ、KDDI グループ、ソフトバンク) は、依然として小売シェアを伸ばしており」と説明されていますが、前述のとおり、事業者の単位が個社と企業グループなどで混在しており比較対象が正しくないこと、また、個社単位で見した場合、弊社は前期比▲0.1 ポイント、前年同期比▲0.3 ポイントと低下傾向にあることから、MNO3 社一律に「依然として小売シェアを伸ばしており」と結論づけることは、適切な分析とは言えないと考えます。</p> <p>市場シェアで見ても、KDDI3.2%、ソフトバンク 11.2%と比べ、NTT ドコモは 3 四半期連続 20%以上の市場シェアを獲得し市場シェアトップとなっていることから、むしろ NTT ドコモが台頭する動きを正しく捉えるべきです。</p> <p>したがって、以下のとおり修正が必要と考えます。</p> <p>(原案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FTTH 市場において MNO 3 社 (NTT ドコモ、<u>KDDI グループ</u>、ソフトバンク) は、<u>依然として小売シェアを伸ばしており</u>、(後略) <p>(修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FTTH 市場において MNO 3 社 (NTT ドコモ、<u>KDDI</u>、ソフトバンク) は、<u>NTT ドコモが大きく小売りシェアを伸ばして市場シェアトップになる一方、KDDI は小売りシェアが減少する等 MNO3 社間でも小売りシェアの伸びに大きな違いが見られ</u>、(後略) <p>また、今後取り組むべき課題としては、MNO という一括りの見方で捉えるのではなく、市場シェアトップとなった NTT ドコモ単独の動きに着目した上で、以下の観点から、固定系通信市場と移動系通信市場との関係について把握・分析する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競合他社である KDDI、ソフトバンクは、約 20 年前から FTTH 市場に参入している一方、NTT ドコモは、2015 年 3 月に「ドコモ光」を開始してから、わずか 4 年後に NTT 東・西各社を抜き FTTH 市場でトップシェアになっていること 	<p>・御指摘を踏まえ、164頁、165頁及び168頁について、それぞれ以下のとおり修正を行いました。</p> <p>(164頁：修正前)</p> <p>FTTH市場におけるMNO 3 社合計の小売シェアが41.3% (前期比+0.2ポイント、前年同期比+1.0ポイント) となるなど、MNO 3 社のシェアが増大してきており、</p> <p>(164頁：修正後)</p> <p>FTTH市場においてMNO 3 社は 4 割程度の小売シェアを有しており、</p> <p>(165頁：修正前)</p> <p>FTTH市場におけるMNO 3 社の小売シェアは41.3% (前期比+0.2ポイント、前年同期比+1.0ポイント)、</p> <p>(165頁：修正後)</p> <p>FTTH市場においてMNO 3 社は 4 割程度の小売シェアを有しており、</p> <p>(168頁：修正前)</p> <p>FTTH市場においてMNO 3 社 (NTT ドコモ、</p>	<p>有</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東・西のサービス卸を通じて、NTT 東・西の「フレッツ光」の顧客基盤の多くが「ドコモ光」に移行し、NTT ドコモの顧客基盤に置き換わっていること。それに伴い、FTTH サービス市場における NTT 東・西の市場支配力が NTT ドコモに移転している可能性があること ・上記により、NTT ドコモは、移動体通信市場・固定系通信市場の両市場で市場支配力を有する事業者となる可能性があること <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>KDDIグループ、ソフトバンク)は、依然として小売シェアを伸ばしており、</p> <p>(168頁：修正後)</p> <p>NTTドコモがシェア20.1%と小売シェアではトップになるなど、FTTH市場において MNO 3社 (NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)は、4割程度の小売シェアを有しており、</p>	
--	--	--

4. ワーキンググループ等の開催状況等について

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見4-1-1 「公正競争確保の在り方に関する検討会議」が3月中に終了し、同会議の取りまとめを踏まえた検証は本年度より実施される見込みであったことに鑑み、同会議の内容を踏まえた検証は、取りまとめ時期に関わらず、取りまとめ後速やかに実施する旨を本レポート案に明記すべき。</p>	<p>考え方4-1-1</p>	
<p>昨年12月より、市場検証会議の下で公正競争検討会議が開始され、議論が進められてきました。当初のスケジュールでは今年3月に取りまとめられる予定のところ、「情報通信行政検証委員会」が行われていることもあり、現時点で取りまとめはなされていません。</p> <p>一方で、株式会社NTTドコモ殿(以下、「NTTドコモ殿」)の完全子会社化は昨年9月に発表され既に完了し、NTTグループの一体化等の市場環境変化が現に起きている以上、市場動向を的確に把握するという本検証会議の趣旨を踏まえれば、本レポート案に当該環境変化に関する記述は必須であり、事実と今後の検証の取組の方向性を明確にするためにも下記追加文案のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>加えて、上記公正競争検討会議が3月中に終了し、同会議の取りまとめを踏まえた検証は本年度より実施される見込みであったことに鑑み、公正競争検討会議の内容を踏まえた検証は、取りまとめ時期に関わらず取りまとめ後すみやかに実施する旨を本レポート案に明記すべきと考えます。</p> <p>【追記文案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月17日にNTTドコモ殿の完全子会社化を目的とした株式公開買付が成立 ・NTT持株殿が、今後、NTTコミュニケーションズ殿やエヌ・ティ・ティ・コムウェ 	<ul style="list-style-type: none"> ・追記の御意見について、ご指摘の箇所は、市場検証会議の下に設置されたワーキンググループ等の開催状況(会合の開催日及び議題)を主として記載するものであり、御意見の趣旨につき、参考として承ります。 ・NTTドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会議等における市場検証として、分析・検証を行う必要があると考えます。 	<p>無</p>

<p>ア株式会社殿(以下、「NTT コムウェア殿」)をNTT ドコモ殿の子会社としたうえで、連携強化を図る旨を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争事業者から公正競争上の懸念が示され、令和2年12月3日に公正競争検討会議が開催され、検討開始(並行して「情報通信行政検証委員会」を開催) 上記は競争市場に大きく影響する動きであることは確かであり、公正競争検討会議が完了せずとも、必要な検証には着手する <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
---	--	--

5. 参考資料

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見5-1 NTTグループ間の人事異動・交流により、接続情報の目的外利用等の懸念があるため、役員に限らず一般社員も対象に役職問わず人事異動の状況を検証する必要。その旨の追記を要望。</p>	<p>考え方5-1</p>	
<p>NTT ドコモ殿完全子会社化等のNTT グループ一体化の動きにより、NTT 持株殿を介してNTT 東西殿とNTT ドコモ殿との関係が強まったことから、接続情報の目的外利用・提供(流出)の懸念が高まっています。</p> <p>当該情報については、NTT グループ間の人事異動・交流により人に紐づき流通がなされる恐れがあるため、現状のような物理的な措置の検証だけでは不十分であり、役員に限らず一般社員も対象に役職問わず人事異動の状況を検証する必要があると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、以下のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き注視。<u>その際、人事異動・交流に起因した情報の流通についても確認。</u> <p><u>例)NTT 東西とNTT グループ内の会社(NTT 持株、NTT ドコモ、NTT コム、NTT データ、NTT コムウェア)との人事異動・交流の役職別・形態別の人数・期間</u></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 NTTドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会議等における市場検証として、分析・検証を行う必要があると考えます。 また、追記の御意見について、ご指摘の箇所は、令和2年度に実施した市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認結果を受けた対応方針を記載するものであるため、御意見の趣旨につき、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見5-2 禁止行為規制を遵守するための仕組みや体制の確認について、その確認内容や問題ないと判断した根拠等詳細が示されていないところ、対応の実施有無のみならず、内容自体が適切か否かも検証・公表すべき。</p>	<p>考え方5-2</p>	
<p>現状の確認結果では、「直属上長の確認を実施」や「監督部門が問題ないと判断」等、禁止行為を遵守するための仕組みや体制について確認されているものの、確認内容や</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>問題ないと判断した根拠等詳細が示されておらず、対応が適切か否か確認できません。そのため、対応の実施有無のみならず、内容自体が適切か否かも検証・公表されるべきと考えます。</p> <p>また、内部の確認は主観的なものにとどまる可能性があることから、不当な差別的取り扱いが行われた際に影響が出ると考えられる客観的な指標(公正競争検討会議論点整理(修正案)P11に記載の「局舎利用の申込みへの対応、基地局回線等の設置要望への対応等」など)についても検証すべきと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、以下のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な差別的取扱い等が行われていないか、引き続き注視。<u>その際、実施内容の詳細(確認の内容や問題ないと判断した根拠)や、客観的指標もあわせて検証。</u> ・ 不当な規律・干渉が行われていないか、引き続き注視。<u>その際、実施内容の詳細(確認の内容や問題ないと判断した根拠)や、客観的指標もあわせて検証。</u> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ また、追記の御意見について、ご指摘の箇所は、令和2年度に実施した市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認結果を受けた対応方針を記載するものであるため、御意見の趣旨につき、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・ なお、本年次レポート第3編2(2)においては、今後取り組むべき課題等として、「競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為の有無の確認に当たっては、より客観的な情報に基づいて検証を行うとともに、その検証プロセスにおいては、透明性を可能な限り確保すべきである。」と記載しております。 	
<p>意見5-3 IOWN 構想をはじめとする将来的なネットワークの構築においては、仕様の固定化が進んでいないか等検討内容の詳細を注視しつつ、禁止行為規制の電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉の観点からも詳細な検証を実施すべき。</p>	<p>考え方5-3</p>	
<p>現在、NTTグループにより IOWN 構想等、将来的なネットワークの構想が進められており、NTT 持株殿が発表した「IOWN 構想の実現に向けた技術開発ロードマップ」によると、2022年から具体的な仕様整備開始が計画されています。</p> <p>仮に新たなネットワークが NTT グループの独自仕様に統一される等技術的な特異性が生まれた場合、接続事業者がその仕様に合わせるのに多大なコスト・手間を要する可能性があること、接続事業者側で仕様を合わせることが困難な場合には、サービスとして卸提供を受けざるを得なくなり、NTT グループの独自仕様に依存しサービスの多様化が図られなくなる恐れがあります。</p> <p>実際の例として、2021年6月18日にNTT持株殿より、「IOWN 構想を支える多段ループ型光アクセス網構成法を確立」が発表され「ループ同士の接続点に光ファイバ心線の切替機能箇所」が設けられる予定となっておりますが、これに伴う遠隔管理機能の追加、利用芯線の増加・保守の複雑化等により、接続事業者は従来の提供メニューからの変更を強いられる等の懸念を持っています。</p> <p>第一種指定電気通信設備を持つ支配的事業者が、次世代ネットワーク技術でもその研究開発力により国内通信市場における優位性を高めれば、当該事業者の仕様に固定化される懸念や当該事業者による調達や製造業者への影響力行使が懸念が大いに危惧さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・ 御指摘の点は、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」における議論も踏まえつつ、市場検証会議等における市場検証として分析・検証を行う必要があると考えます。 	<p>無</p>

<p>れます。 従って、IOWN 構想をはじめとする将来的なネットワークの構築においては、仕様の固定化が進んでいないか等検討内容の詳細を注視しつつ、禁止行為規制の電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉の観点からも詳細な検証を実施すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見5-4 ダークファイバやコロケーションに関して、グループ企業内とグループ企業外で実際の条件/状況に差がないか確認する観点から、定量的かつ客観的な指標の確認が必要。</p>	<p>考え方5-4</p>	
<p>ダークファイバやコロケーション等の設置条件等の「条件を接続約款等に定め公表する」ことによる同等性の確保はあくまで外形的な同等性であり、営業面・運用面における実質的な他の電気通信事業者に対する不利な取り扱いを正確に確認することは困難と考えます。</p> <p>また「総務省が調査を行った NTT 東西、NTT 東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不利な取り扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない」（本レポート案 P201）ことを理由に引き続き注視と結論付けられていますが、そもそも競争事業者としては、接続約款等に公表されている外形的な部分でしか判断できず、具体的な事例について、明確な根拠を持って不利な取り扱いと指摘することが困難です。</p> <p>従って、確認は定量的かつ客観的な指標について行うべきであり、具体的には、ダークファイバやコロケーションに関して、グループ企業内とグループ企業外で実際の条件/状況に差がないか確認する観点から、以下の数値について確認が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込件数やリードタイム(グループ内企業、グループ外企業それぞれとの取引における最大値・最頻値・最小値・中央値等)※平均値だけだと数値が均されてしまい異常値の確認が不可 ・ 局舎リソース活用実態(グループ内企業、グループ外企業それぞれの敷設面積・局舎面積・転用の割合等) <p>以上を踏まえ、以下のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p> <p>・ 特定関係事業者に比して他の電気通信事業者が不利な取扱いをされていないか、引き続き注視。その際、接続約款の遵守状況を確認するため、定量的かつ客観的指標もあわせて検証。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・ また、追記の御意見について、ご指摘の箇所は、令和2年度に実施した市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認結果を受けた対応方針を記載するものであるため、御意見の趣旨につき、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・ なお、本年次レポート第3編2(2)においては、今後取り組むべき課題等として、「競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為の有無の確認に当たっては、より客観的な情報に基づいて検証を行うとともに、その検証プロセスにおいては、透明性を可能な限り確保すべきである。」と記載しております。 	<p>無</p>
<p>意見5-5 記載内容についての確認。</p>	<p>考え方5-5</p>	
<p>・ 218ページの4行目の括弧書きは213ページの最下行から上に2行目の記載内</p>	<p>・ 御指摘の箇所は、それぞれ「電気通信事</p>	<p>無</p>

容と重複しています。	【個人】	業分野における市場検証に関する年次計画（令和2年度）」と「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和元年度版）」を掲載しているものになります。
------------	------	---